

# 長野県地球温暖化対策条例（仮称）骨子 地区説明会 議事録

日 時 平成17年11月 1日(火)  
午後3時～午後4時40分  
場 所 佐久合同庁舎4階  
403会議室

事務局

（あいさつ、条例骨子の説明）

それでは、これから質疑応答ということでお願いしたいと思うのですが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。係員がマイクをお持ちしますので、マイクを通して質疑の方をお願いしたいと思います。それでは質疑のある方は挙手をお願いします。時間は一応、5時までということで予定しておりますので、たっぷりございますので、どんなことでも結構です。

県 民

ちょっと何点か。いくつかあるんですけど、一つだけ最初に。軽井沢から来た と申しますけど。実は7ページの自動車から公共交通機関等へ利用転換をやりますというので、条例の方に載せてもらうとか、どうかということではないんですけども、お願いというか。

私は日頃はあまりしなの鉄道は利用していないんですけども、ちょっと話を聞きますと、しなの鉄道と小海線との乗り継ぎが悪くて、例えば最近娘が高校に入っていた時に、「小諸で1時間待つから迎えに来てほしい。」とか言われて、そこで待たせればいいんですけども、結局、ちょっと時間が遅かったりすると迎えに行ったりしたことがあります。それから最近ですと、東京の方に新幹線で行って、最終列車で帰ってくると、本当だったら（信濃）追分まで、私は大日向という所に住んでいるんですけども、（信濃）追分までしなの鉄道で来たいんですけども、列車がなく軽井沢まで車を持ちいくということがあるんです。ちょっとしたことですけども、追分から軽井沢まで車を運転するというのを考えると、本当でしたら、できればそういう列車、新幹線としなの鉄道、それから小梅線としなの鉄道とかというものの乗り継ぎをうまくして、なるべく列車で。何と言うんですか、本当は列車で行きたいけど、ちょっと待つのが嫌だとか、本数がないから車で行こうという、そういう気持ちにさせるようなことをしないような方針をお願いできればありがたいなと思うんですけども。

それからもう一つ、この24時間営業というのがいろいろと出てきましたので、私は今日のことを午前中に知ったものですから、あんまりちゃんと勉強してなくて申し訳ないんですけど。軽井沢に条例か何かがあって、24時間営業できないんですね。セブンイレブンでも、何か最近7時よりも前に営業しちゃってるんですけど、だいたい前までは本当に7時から11時までということで、24時間営業をしてなかったんですけども、もうそういうものだと思うと、営業しなくてもどうにか生活が成り立っているんです。ですから、できればなるべく、そうやってある程度営業時間が制限できるようでしたら、そういう方向で何か進めていただけるとありがたいなと思うんですけども。すみません、以上です。

高木委員長

まず、最初の方のご指摘ですけれども、7ページの公共交通の部分です。今いただいたご意見を受けて、7ページの(2)の下の方ですね。「県はそのために公共交通体系の整備に取り組む。」という言葉が追加されています。公共交通体系というのは一社が努力したりするようなことではなくて、市の中すら越えた、町村を越えた広域的な交通のあり方みたいなのを考えていかないと、なかなかうまくいかない。当然、そこには複数の企業体が入ってきて、どうやったら公共交通の利便性を上げられるのか。もちろん、お金をかけて、例えばバスの本数をバンバン増やせばいいとかいう言い方ももちろんありますが、それはあまり現実的ではないので、今おっしゃったような、例えば単に乗り継ぎが悪いというようなことは、きちんとお互いに話し合っていけば、かなり改善する余地があるはずなので、そういうことを話し合う場を県がきちんと提供して、もちろん県も入って、どうやって利便性を上げていくのかということについて話し合いますということをお約束する項目なんですね。

県 民

そうすると、そういうことは可能ということですよ。

高木委員長

と思っています。

県 民

はい、お願いしたいと思います。

高木委員長

後半の24時間のことなんですが。

岡本委員

ご意見ありがとうございました。軽井沢は、昭和の時代に定められた要綱に従って、多分セブンイレブンというのは事業者の名前で、そういう時間帯でやっていたということでございます。軽井沢の要綱は6時からの営業を認めていると思います。ですから、セブンではないんですけども、そういった地域が現実的に長野県内にあるということは非常に、こうした条例の中で考えていく上で参考になりましたという話です。

ただ、営業権の自由ということが憲法で保障されている以上、そこへ踏み込むということは、なかなか条例といえども難しいということで、各それぞれの地域で、軽井沢のように実は私たちの住んでいる住環境、軽井沢は多分夜を静かに過ごすことに協力してくださいという要綱だったと思います。

同じような趣旨で、ある地域が申し出をした場合は、県が間に入って、そういった条例を締結して守るように進めていきますというふうな今回、条例の骨子が出来上がったということです。あとは、これをそれぞれの地域なり社会がどういうふうに使っていくかということで、逆に地域力というか、そういったことが試されるようになってくるという感じです。

事務局

さんに、ちょっと一点、事務局の方からお聞きしたいのですが。午前中に、この開催を知ったというのですが、どんなところで。

県 民

お隣の方から教えてもらったんです。

事務局

人からお聞きになったということですか。そうですか。ありがとうございます。

県 民 ついでに言えば、できれば、もうちょっとみんなに分かるように、それこそ広報でもっと知らせてほしいと思います。

事務局 ありがとうございます。長野でもそういった意見を多くいただきましたので、うちとしても反省して、次回からきちんと対応できるような形でやっていきたいと思います。  
ほかに、ございますでしょうか。

県 民 すみません。基本的なことがよく分かってないんですけれども。今の 24 時間営業のことで、地域から申し出を受けた時には、県は県と地域と事業者の三者でということになっているんですけれども、市町村で独自の協定を結ぶような条例をつくれれば、市町村は市町村と事業者でやっていくということができるんですよね。

高木委員長 それはもちろん可能だと思います。ただ、それは市町村がやることなので、さっきもお話があったように、県の条例の中で市町村はこうなさいとか、こうすることができるというようなことを書き込めないの、県はできる。それから市町村よりもっと小さい単位でもできる。市町村が本当に例えば軽井沢みたいにまとまる場合には市町村単位でやってください。ただし、そのことをここには書けませんという意味です。お分かりになりますか。

県 民 はい。市町村の取組みによって差が出ないように、市町村でやるところは、それでできるけれども、市町村がそういうところまで事業者と話し合っただけで締結するということまでいかないようなところだったら、地域からも申し出があれば県が応援できますよという内容ですよね。

高木委員長 だから、例えば市町村でやりたいんだけど、県に応援をしてくれということであれば、当然、このまま読んでおわかりになるように、「地域からの申し出を受けた場合」に相当しますので応援できます。県に関係なく自分たちでやりたいというふうにおっしゃるならば、それでももちろん結構です。  
それから市町村がまたがるという場合もありますよね。一つの市町村だけでやって隣、例えば佐久市の出たすぐのところに新たに新店されるという佐久の人を狙った店が出店されるという事態は、あまりよろしくないの、例えばそういうことがないように佐久と小諸で一緒にやるとか、そういう場合には県が出ていかないと動きにくいかなというようなことで、我々としては「何でもあり」にしたかったというのが趣旨です。

事務局 ほかに、いかがでしょうか。骨子に書いてある文言が分かりづらいとか、そんな話でももちろん結構ですので。皆さんに分かっていただくための説明会ですので、どんなことでも結構です。

県 民 すみません。5 ページの「事業活動に係る対策」ということで、(1)のbのエネルギー使用量の一定規模以上の事業者は定期的に排出状況等を県に提出し公表するということが義務付けられるということで、市なんですけども、市も事業者ということで提出することになるかと思うんですけども。

一応、うちの方も平成 12 年から 16 年にかけてエコプランということで、市の中で温室効果ガスの排出状況というものを把握して実質的にやっています。

これは県の方にまた公表するというので、一応 16 年でいったんこの計画は市は打ち切って、また新たに合併したということで、新たに計画をつくっていかうということになっているんですけども。県の方で、こういったふうに義務付けられてやるということであれば、それに合わせてやりたいなと思うんですけども。これは具体的にいつぐらいから、こういう義務付けというのは、なりますか。

事務局

すみません。この表現は二つの意味がありまして、変な話なんですけど、省エネ法の規定による事業者の義務と、本当は県が事務・事業をやると言ったのは、地球温暖化対策推進法というのがありまして、その 21 条で、市町村は事務・事業のこういったものを計画をつくって実績も公表するという項目ができて、18 年の 4 月から義務付けにされます。ですから、これが動くより先に、その地球温暖化対策推進法の規定の方が少なくとも、同時か最初にいくか、どちらかだと思いますので。そうすると今、昨日諏訪地方で県の率先実行計画の説明会を始めました。県下 10 地区でやるんですけども。そこには市町村の担当者に来ていただくということで進めているんですけども。それは、その温対法（地球温暖化対策推進法）による市町村の事務・事業、すべての事務・事業の計画と実績を上げるということでの参加を願っていますので、ですから、これで気にされるよりはそちらの方が、と思っております。

県民

では、そちらの方が優先されるということになりますね、市町村。

事務局

ええ。少なくとも地方公共団体に対する義務付けが、それで出ますので。この事業者該当しなくても、その公表義務は負うことになります。

県民

では、そちらの方の報告を行って、こちらの条例で報告を出してくれというのは、

事務局

報告というか、基本的に公表になります。ですから、省エネ法というか、このエネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者というのは、例えば今の省エネ法だと長野県ですと、県庁舎とこども病院とか、いくつかになっていまして、今の省エネ法は大きな事業所ごとなんです。事業者ではなくて事業所ごとに一定規模以上のエネルギーを使うと、その公表というか届出義務はあるんですけども。

今言いました地球温暖化対策推進法の市町村というか地方公共団体の義務については、地方公共団体が行うすべての事務・事業に対しての公表義務ですので、これはもう待たないですから、（条例に）引っ掛かった場合には、ひよっとすると適用除外するというようなことも考えられますけれども、今のところは、まだそういう調整は行っておりませんので、今後、条例化する時には、そういった部分も検討しなければいけないと思います。

県民

ありがとうございます。

川妻委員

市に質問していいですか。16年までで打ち切りということなので、それで市が事業体での(温室)効果ガスの減少ではなくて、事業所に対しても何かの義務付けをしてということなんですか。

県民

基準年を平成10年度にしまして、その年に市が持っている施設ですね。庁舎であるとか病院であるとか、それに対する排出量を、基準年の平成10年に対して6%削減を平成16年に向けて目標を立ててやっていたということですね。去年でいったん、合併前でまとめて、今ちょうど、その排出量をまとめているところで、まだちょっと結果は出てないんですけども、そういった状況でございます。

川妻委員

数字は出ていなくても、実際の状況としてはどんなふうに出ているんですか。

県民

やっぱり年度がまたがってしまいますので、5カ年でやりましたので、その間に病院ですとか改修が入ってしまったりとか、エアコンが30台増えたとか、そういったことになってしまいますので、当初の平成10年に比して施設の規模が変わってしまいましたので、非常に数値として削減できたかという、非常に難しいところがあるかと思います。そういったところの数値をどう出すかというところで工夫しているところでございます。

川妻委員

ありがとうございました。

事務局

ほかに何かございますでしょうか。

川妻委員

時間がもったいないので、私がちょっと意見を言わせてもらいます。

さっきも説明がありましたように4ページですね。「県は温暖化対策を県民等と協議して総合的かつ計画的に実施するとともに、これに必要な財政上の措置を講じる。」と書いてあるんですね。条例ですから。今度の条例自体は、何か施策をして、そのために予算をどれだけ組むということは一切なくて、一つの規制あるいは誘導というふうなものが列挙されているわけですね。これは県議会で通れば、これが実行されるんですけども、これだけで動き出すのは非常に限度があるので、ここに財政的措置も講じて、総合的計画的に温暖化対策を進めるんだと書いてあるんですね。これを放っておくと、放っておくというか、県民側からすれば、これを生かして何をすべきか。県は財政を乗せて、措置を講じて、何をすべきかということを、ぜひお考えいただき、市町村からあるいは県民からもいろいろ提案をしていく必要があるんじゃないかというふうに考えているんですね。そうでないと、これがより実効性がある内容のあるものに進んでいかないわけですね。それが問題なところなんです。

これは例えばの話ですけども、既に議論の中で小諸市では小中学校に太陽光の発電を付けて進めているという事例もありますし、私どもの会議の中でも飯田市では、市の単独事業で住宅用の太陽光発電システムの設置の利子補給、これに2,000万円かけているんですね。それから住宅用の太陽光発電のシステムの設置補助に500万円をかけています。あるいは、薪・ペレットのストーブのモニターの補助というのにもお金をかけて、市の単独事業。それから国の事業がいろいろありまして、そのための市の財源も使って、そこに乗せてペレ

ットストーブの導入とか公共施設の太陽光発電のシステムにも入れたり、さまざまなことをやっている自治体もあるんですね。

そういうふうに限られたお金をどう有効に使うかというのは非常に難しいことですが、少なくともこの条例を生かして次の施策計画にお金を付けて乗せていかないと、規制はできて新しい、この長野県に広く分布しているというか、太陽光なり自然エネルギーを効果的に使うというのは自然にはできないもので、これは税金をある程度使ってうまくやらないとダメなんですね。そこに非常に知恵の発揮のしどころがあると思うんですね。そういうふうに関に実際に動き出したときに、自然エネルギーの持つ意味だとか感觸や、そういうものに子どもから大人まで体感できて、そちらの方にも進んでいくということがあるのではないかというふうに思うんですね。

ですから条例はこういうふうになっているので、文言だけ見ると非常に無味乾燥で、これが第1条何とかとかというふうになると、さらに読んでいて眠くなるような文字がずらずら、ずらずら並んでいるだけなんですけれども。本当は、それをどうやって生かして、この脱温暖化型社会に変えていくかというところが一番のところなので、ぜひ県民あるいは市町村と県が協力して知恵を發揮していきたいなというふうにしたいです。

事務局

まだ時間はたっぷりございますので、どんなことでも結構です。どうですか。

県民

今の財政上の措置のところ、前回骨子の案を伺って、この減CO<sub>2</sub>プランをもらって帰って、ちょっと主婦の方と何人か話をしていて、ここに先ほどのガードレールの話が出ているんですけども。でも、この前はガードレールは予算が、主婦の話なのであまり何か基本がどこにどうなのかかわからないんですけど、「県会でも認められなかったのよね、どうしてなのかしらね。こんなによかったら認められてもいいのにね。」と。「でも、こういう措置を講じられればガードレールの設置場所が見えるのかしらね。」というような程度の話なんですけれど。きっと、ガードレールも1号、2号、3号とあるから、それぞれの強度とか景観とか適材適所というか、そういったもので環境にもいいというか、それがどう温暖化防止に役立ってるのかということ自体も、私たちのレベルだと具体的にわかっていないということもあるんですけども。

それが、なぜこの前の県会というか、そういったところでは認められないのかということも今ひとつ、よくわからなくて、でもこういう措置が講じられたら、もしかしたら増えるのかしらという期待感もあって、何かそんなことを話していたのですが。私も、お話を聞いても聞いても、よく分かっていないことが多いので、そういう茶飲み話の時に、説明がよくできないんですけど。多分、木製ガードレールは、作るのに費用がかかるのかなというような、そんな話もしてみたいんですが。

すみません。こういうところで聞く話じゃないのかもしれないのですが。

高木委員長

まず、木製ガードレールは、「信州減CO<sub>2</sub>プラン」に書いてあるんですけど。木製ガードレールのメリットというか、それは信州の森を再生するために、いかに森の木をうまく使うかという点で出てきている分ですね。何で山の森の木を切り倒せると温暖化に役に立つのかと言うと、森の木を切るというか、森をきちんと手入れをする。森の木をうまく何かに利用してあげること、住宅でも

いいしガードレールでもいいし家具でもいいし、何でもいいんですが。

そういうふうに付加価値をきちんと製品化して付けてあげて、森の木をうまく利用してあげること、というのは森の整備につながります。森の整備につながるというのは、例えば切り倒した部分に新しく木を植えて、また森が育ち始めるわけですね。その森が育ち始めた時に、温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>をたくさん吸収してくれる。それで木の中に、そのCO<sub>2</sub>を蓄えてくれる。これが温暖化に役立つ。それに対して、鉄製のガードレールの場合には、要するにガードレールをつくる時に化石燃料を大量に燃やしますので、森の木を使うよりもエネルギー的にはあんまりよろしくない。

それで信州の木を切ったガードレールの方が鉄製のガードレールより安ければ本当はいいわけですよ。そうしたら、もっと使おうよという話になるわけで、何で、そんな高い鉄製の環境にもよくないものを使うんだという話になるんですが。残念なことに今の段階では、鉄製のものよりも木製の方が高いという現実があります。そうなると、問題としては、例えば限られた予算の中で、ガードレールをたくさん付けなければいけないところがあるのに、木製のガードレールを使えば、付けなければならぬところに付かないところが出るじゃないかと。それよりは、とにかく安くたくさん付く鉄製がいいんじゃないかという議論もあり得るわけですね。

でも、森の再生につながっていくのだから、単なるガードレールを置く置かないより、もうちょっと深い意味もあるんだから木製のガードレールがいいんじゃないかという議論もあるわけです。その二つがぶつかって、県会では前者を取られたんだらうと、私も別に議事を傍聴していたわけではないので、ここにいらっしゃる県の職員の方も、多分それ以上のことは答えにくいことだと思います。

ただ、お分りいただきたいのは、私の理解の中では毎年1億円分の木製ガードレールを取り付けるということは既に認められていることですので、わずかず木製ガードレールは増えていることは増えているんです。追加で1億7,000万円分が何かの木製ガードレールを、もっとたくさん一気に付けようよといった予算が否決されただけで、1億円分のガードレールは今でも付いているはずですから、まったくストップしてしまったわけではない。それは、今のでいたい合っていましたでしょうか。

上條委員

カラマツを切るとかという、そんな話がありますか。

事務局

間伐材です。カラマツとは限っていない。

川妻委員

コスト自身は3倍かかるというのは、そういうふうに言われていますよね。

岡本委員

今のガードレールの問題に特化してしまったのであれなんだけど。これは多分、温暖化対策と言っているときに、先ほど川妻委員の方からもお話が出て、いろいろな小諸の事例も、私は小諸なんですけども、紹介していただいたりしたんですけども。太陽光発電についても同じですね。やはり環境と経済という話に、すぐになってしまって、太陽光発電はいいんだけども、費用対効果はどうなるんだみたいな話になっていて、これはペレットストーブも同じ。ガードレールも、全部同じジレンマにぶつかっているのかなと。つまり一定程度普及していけばコストは安くなるんだけども、最初に誰がその負担を負うんです

かといった時に、太陽光発電は長野県は、これは自慢していいことだと思うんですけど、特に民間ですね。民間は日本で一番普及率が高いですね。

これは県が頑張ったわけでも、条例で後押ししたわけでも何でもなくて、民間の個人の人達が、そうは言っても環境のことを考えたら新しい自動車を買うのを我慢しても、うちに太陽光発電を付けようという、言わば何と云うんですか、経済行為が優先される、例えば企業ですとか県ですとか、あるいは県会議員ですとか、そういう立場のある人からは費用対効果ということで却下されるようなものに関して、いわゆる県民という一人一人の個人が「私はやる」という判断をしたということですよ。

だから、同じような意味で、これからパイオニアをどう支援していくのか。あるいはパイオニアを育てるための制度をどういうふうにつくっていくのか。ですからガードレールの問題も、ガードレールの問題に終始してしまうと、木製ガードレールが3倍(費用が)かかって鉄のガードレールがうんぬんという話になるけども、この温暖化のほうから考えていった時に、さっき高木委員が説明したように、プラス1億7千万円をガードレールに付けるよりも、太陽光発電の方に回した方がCO<sub>2</sub>削減の効果になるじゃないかという議論になっていったのだとするならば、それはまたそれで面白いのかなというふうに思います。この辺は実際、そういった議論をそれぞれの県民が注目し、いろいろな意見を出していただくことで県の動きというのも脱温暖化に向けて動いていくように仕向けていっていただければというふうに思います。

県 民

ありがとうございます。木製ガードレールの話が、茶飲み話というかいろんな会議で出た時に、でも木製ガードレールの方がずっと見た目は、私たちが見た時に、安全運転しようというか何と云うんでしょう。「安全につながる運転をしようとする効果みたいなものが、ずっと高いのにね。」と。「観光県の長野県に来た人達に対しても、言葉で説明するよりもずっとイメージ的に視覚的な効果もあるのにね。」と。「費用対効果という、効果をどうしても定量的な数字で、お金で計ろうとするけれど、精神的なもの、気持ちに対する効果とか、計量で計れない定性的な効果というのをもっと見てほしいよね。」というような話をしたので、付け加えます。

高木委員長

ぜひ、その茶飲み話を市議会議員さん、市長さん、県議会議員さん、みんなを交えてそういう話をされるといいかなと思っております。今私も、「ああ、そういうふうを感じるんだ。」と、上條さんも、。伝えていくことが大事だと思いますので。

県 民

11 ページの「廃棄物の発生抑制等に係る対策」というところで、つまり抑制をすることということですよ。例えば何かちょっと廃棄物をどうかとか焼却炉のことを最近少し勉強しているんですけども。何か県や国では大きい焼却炉をつくると、何か補助金を出すというようなのが、法律が結構あって、補助金がほしいということもあって、何となく市町村が大きい焼却炉をつくらうとしているかなというような感じが見受けられることがあるんです。

できれば、その逆で、小さく、なるべくゴミを削減して、それでも焼却炉が必要な時に、小さいものをつくる時でも補助金を出すようにしてもらえるとありがたいなと思うんです。例えば大きくしないと何が出ないということで大きくということを抑止するためにというか、何かもう一つ。すみません、この前、



廃棄物の発生抑制に係る条例というのは話があったというのを聞いていたんですけども、それがちょっと残念ながら説明を聞きに来なかったり、私はよく原文を読めなくて意見が出せなかったのであれなんですけども。

今回ここでまた別な角度で廃棄物の発生抑制に関する、何とかやってくたさるということなので、そういったことで、なるべくそうやって市町村が減らそうとして努力するものに対しても補助金を付けていただければありがたいなと思いますけども。

高木委員長

補助金を付ける立場ではないかなと。

県民

財政ということがありますが・・・。

高木委員長

大きければ補助金が付くのではなくて、要するにダイオキシンの対策が必要になって、例えば24時間稼働しなければいけないというのがあるんですよ。だから、要するに小さい市町村で、自分たちのところでちょっと出したものを、ちょっと燃やすというものと、ダイオキシンが発生するという、温度が一定以下に下がってしまうとダイオキシンが発生するという研究報告を受けて、24時間燃やし続けなければいけない。そうすると、どうしても一定以上の規模でない、というようなことになって、今の広域での数十万人の人から出てくるゴミを対象にということになって、決まってきたらと思うんですね。

私たちのできること、つまり我々ができることというのは、例えば再生可能エネルギーとか新エネルギーのところに、ゴミを焼却した発電というのを入れるか、入れないかというようなことがあるわけですね。つまりゴミを燃やしても熱は出るわけですから、ここから発電をして、その発電というのは、果たして地球にやさしい発電なのか、どうなのかという判断がある。それは我々でもできる話なわけで。もちろん、もし、ただ無意味に燃やしているゴミがそこにあるならば、発生抑制をやって減らすに減らすだけ減らすけど、だから最低限度、ある程度燃やしますから。その燃やしているゴミがあるので、そこから熱を回収して熱エネルギーとして使ったり電気を発生させて電気として利用することに対しては何も文句はありませんが、時にはその発電をするためにゴミをかき集めてくるという事態が生じる場合があるんですね。そうなってくると何なのかという、根本のところ崩れてしまう危険性があるので、我々はゴミを燃やしたエネルギーを再生可能エネルギーとして、どんどん利用していきようよということは入れたくないねという議論で、そのことはあまりこの中では触れていないですね。そのことは我々でもできる。

県民

でも、何となくそうではなくて、数字的にはちょっとわからないんですけども、とにかく大きいものでないと補助金が、1日に何回以上燃やさないとのぐらいになるとかというのが現実的にありますよね、今の法律ですと。

だからそれではなくても、小さく減らして減らしてってことはゴミの量が少なくなるわけですから、そうするともちろんゴミの量が減るということは規定よりも少ない量を燃やす施設でも大丈夫ということにはなりますよね。

その時に、市町村の予算では、それをつくるには、ちょっと大変というか、それだったらお金はかかっても補助金をもらって、大規模なものにした方がいいかなとかというふうに、ゴミの抑制を抑えちゃうとかということがないよう

に。そういうことはないでしょうか。

川妻委員

これは、だいぶ前に、今、高木さんが話したようにダイオキシン問題は全国で非常に大きくなった時に、政府の方がこのままではまずいというので、ダイオキシン対策に絞って大きな焼却炉。これは最終的には1日300トンというぐらいの大きなところをつくりなさいと。それは一町村ではできないので広域的にしてやりなさいということで、全国の都道府県にゴミ処理の広域化計画というのをつくらせたんですよ。

この佐久地域でも、南北佐久地域で一カ所、最終的にはそこに1日200トンぐらいのでかいやつをつくるという計画が実際にあったんですよ。それが現実には、それは市町村と県が協議しながら国の方針に従ってつくっていたわけですけど、今はこれはもう完全にかなり破綻しておりまして、できない。それで、その決め手となったのは次世代の焼却炉というふうに言っている、いわゆるガス化溶融炉というので、これは鉄工メーカーやプラントメーカーがすさまじい受注競争をして、この市町村からの受注を取ろうということで、かなり一生懸命やったんですよ。

そういう方向に行ってきたんですけども、国の方も今、私は直近のことをちょっと知らないのですが、知っている方がいらっしゃったらいいんですけども、規模が大きくなければ補助金を付けないということではなくなって、さっき話が出たように一定の構造上、技術上の条件を具備して、ダイオキシン対策を、これは確かに抑えられるということであれば、これまで従来やっていた焼却炉の型でストーカー炉でもOKと。それから次世代型と言われているガス化溶融炉でもOKというふうな、そういうふうに書かれています。これは法律ではなくて、そういう補助要綱がありまして、それに従って対応するというふうになってきているんですよ。

それは市町村でも相当いろいろ対応はさまざまです、小さい炉でしょうということ、それから財政難だから何市町村が集まって広域的なやつをつくって、この際やっぴいこうよという。結局、このお金はもう市町村と住民に相当大きく、この処理費がのしかかっているの、場所もできない、立地すると必ず住民の反対がかなり大きく出ますので、つくるのも非常に困難。それからお金も相当かかる。

というようなことで、そろそろこういう埋め立てたり償却するのから徐々に、一遍にはいかななくても本当に切り替えなければいけないというのが日本の現状なので、やっぱり住民が市の方やなんか文句を言うだけではなくて、一緒になって、この問題に真正面から取り組んで自分たちもいろいろ努力をしながら、ゴミ対策に取り組むということをしないと、非常に財政的な負担というのは相当市町村を覆っているんですよ。

だから、それだけに国の補助に頼るという関係になって、そういう構造がずっと続いているので、そろそろそういうものを転換していかないとダメだという、そういうことなんですよ。

岡本委員

簡単に補足をいたします。先ほど高木委員の方から話が出たように、国は言葉として「新エネルギー」という言葉を使うんですよ。新エネルギーの中にはゴミ由来のエネルギー回収というのは入っています。私たちはこの条例の中で「再生可能エネルギー」という言葉を意識して使っています。これは新エネルギーと区別しているという意味にとっていただければいいかと思います。

それから7のところの廃棄物に関しては、廃棄物の専門的な条例がまた検討されているので、そこに譲るということで踏み込んでいないんですけども。7の趣旨のところ、「ゴミの焼却・埋め立てを可能な限り削減することで」という言葉が一つ入っております。これは今、川妻委員が言ったことの非常に文章としては短いんですけども重要な部分というふうに思っています。この言葉を最終的な条例の中でのなるべく生かすようにしていきたいというふうに考えています。

県 民

どうもありがとうございました。

事務局

いかがでしょうか。ほかにご意見、ご要望でも結構です。

県 民

すみません。長野県の条例になるんですけど、先ほども7ページの交通ののところの、公共交通体系の整備に取り組むといった場合に、県内に乗り入れている高速バスとか、何かそういったものも関わって話をしていくことができるんですよ。

すみませんね、私が本当にそういったことがよく分かっていないので聞くのですが。先ほど さんがおっしゃったんですけど、新潟から高速バスで長野県に帰ってくる時に、県庁あるいは長野駅までバスがあるんですけど、それを夜8時過ぎた時間、10時頃とかに着くと、そこからは千曲バスさんが高速バスを出してくださっているみたいなんですけど、5時、6時台のところまで終わってしまうので、この佐久エリアに帰ってくるにはちょっと不都合というんですかね。一応電車で帰ってくるんですけど、しなの鉄道も、やはり先ほど言われたように小諸あたりで、しばらく待ち時間が長くなるというようなこともあって、一例なんですけど、そういったこともあって、そうすると、長野県でつくって、ほかの県と先ほど市町村の境のお話をしてくださったんですけど、そういう長野県に入ってきたり、関わっていたりということとも調整していかれるのかなと思ったものですから。

高木委員長

当然、その長野の中で、そういうふうに高速バスで入ってくる業者さんに対して、こういうのをやるからテーブルに乗ってくれということは依頼はできるはずですし、高速バスなんかに関しては、だいたい県内の業者と他県の業者が相乗りでやっていますよね。例えば千曲バスと東京の何とかバスが代わりばんこに運行してみたいなことを普通やるんじゃないでしょうか。そういう場合には必ず、その千曲バスの方は乗っかってくるわけですし、その千曲バスを通じて相手のどこかのバス会社にも、こういうふうに検討しているからということで伝わるでしょうし。だからもちろん、ここで言っているのは、県内の業者だけを対象にしているわけではなくて、県全体でそういうシステムをどうやってつくっていくのかということを考えますという意味なので、業者がどこで何県のだとか、そういうのはあまり関係なくできるのではないかと思います。

川妻委員

この問題は検討会の何回かでも議論になりまして、それで地球環境課ではなくて県の交通（政策）課の方が一緒に出席していて、私たちが聞いたところによると、長野県の全県の公共交通の対策協議会みたいなのがつくられているらしいです。これは事業者が主体で、事業者と県が主体になって、鉄道やバスの会社が集まって。

だけれども、これからはそれを地域ごとの協議会をつくって、そこに住民の人にも参加してもらって、東信なら東信というのか、佐久地域なのかどうかわかりませんが、そういうふうな方向で、これからは整備を進めたいというふうにおっしゃっていました。

ただし、この間、この関係団体でのヒアリングをやった時にバス協会の方が、もうとにかく一時から比べればバスの乗降客はガタ減り。経営できない。非常に苦しい。このまま維持できるかどうかわからない。その上に何かいろんな義務付けをするのは、もういい加減にやめてくれという、言葉ではないんですけど、気持ちとしてはそんなようなあれがあって、もうとにかく維持するのが大変だということを盛んに言われていましたので、もう一度、バスの会社の人、それから鉄道の会社の人だけではなくて、やっぱりそこに県民や県民団体も参加して、それでももう少しそれを盛り立てていくという、その力があれば県の周辺のいろいろな関係交通機関も、そこに一緒に乗ってくるのではないかと思うんですけれども。それは相当のパワーをもって取り組まないと、なかなかできないことです。

岡本委員

今の項目のところは特に、そういう緊急というか、すぐというふうなこともそうなんですけども、条例の1ページ目の背景と目的の中段のところのアンダーラインのところ、2050年度に50パーセントを削減しなければならないんだという中期目標が出ています。

ですから、こういう2050年に半減するために、今のような自動車社会を転換しなければ成り立たない。あるいは逆の言い方をすると、長野県では自動車由来のCO<sub>2</sub>が多いわけだから、そこに手をつけることが一番効果的であるということを見据えた上で、2050年ぐらいまでに、例えば今のバスをどうするんだとか、昔あった鉄道を復活したらどうだとかというふうなことが議論になるかもしれないし、そういう大きな全体の都市計画というのか、交通体系計画に本腰を入れて取り組みますと。こういうふうな意味も含めてあるというふうに見ていただければいいのかなと思います。

県 民

ありがとうございます。先ほどの県のところで、地域からの申し出というような時にも、ふと思ったのですが、今のところの地球環境課だけではなくて交通(政策)課の方たちともという話の中で、やはり今一番公共交通機関を利用している方は、ほとんど学生だと思うんですよ。住民の意見を聞くという時に、そこが大事なのかなと。大人は、もう特に車を運転しちゃいますので、そこから乗り換えるというのはわがままを言って、やっとな乗るかどうかという感じだと思うんです。

でも子どもたちというか、学生は、自分たちが使いやすくなれば、かなり利用すると思うんですね。利用しにくい場面があるので、親に迎えに来てもらうとか、別の方法をしてしまうというか、自転車に乗って先のところでまた、もう1台自転車を用意してというようなことがあって、たびたびそういうことをやっていくという、この区間を電車にするよりも、いっそのこと自転車で全部行ってしまえというような、それはそれでいいんですけど。ただ、利用するのが未成年の方が多いと思うんですけど、その声というのを何か大事に話し合いの中に入れていかねばならないかなと思います。すみません。

事務局

今いただいた意見は、私どもも、もともと交通弱者ということで交通政策を

考えておりました。ただ、そういう意見があったことは伝えておきたいと思えます。

本当に切り捨てるということではなくて、業界の方も言うておられましたけど、自分達だけに、やれやれと言っているんだけれども、乗ってくれないと。乗らなくなったから便が減って、タイヤが非常になくなったと。だから確実にこういったものに取り組んでいただいて、増えるということが確認できないと、なかなかそういったことで踏み込めないというお話もありましたので、それはそういった声を、皆さんの地域の運動の中で取り組んでいただくとともに、私たちの方もまた伝えるなり対策を講じていきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

ほかに何かございますでしょうか。せつかくの機会ですのでぜひ、委員さんもおおいでになっているので。特に無いようでしたら、まだ時間が 20 分ほどあるんですが、どうでしょうか。

県 民

予定があって帰らなくちゃいけないので。

事 務 局

予定のある方は、退席していただいて結構でございます。

県 民

何か申し訳ないですけども。あの、できることは何でも、よろしくお願いたします。

事 務 局

ありがとうございました。

それでは意見も出尽くしたということでございましたら、時間は早いのですが、これで説明会を閉じさせていただきますが、ただ、質疑応答についてはこういう機会は、今日はここで閉じさせていただきますが、意見につきましてはパブリックコメントという形で、メールなりファックスなりで11月14日まで、この骨子についての意見というのは受け付けておりますので、ここで言い足りなかったこと、あるいは新たに言いたいことがございましたら、そういったものを利用して意見を反映させていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。これで骨子の説明会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

( 議事録中の 部分は確認できなかった部分です。 )